

1 章 システム移行の概要

NACCS は本年 2025 年 10 月 12 日(日)に第 7 次 NACCS へ更改を予定しています。

更改にあたっては、第 6 次 NACCS から原則全てのデータを第 7 次 NACCS へ移行し、第 7 次 NACCS でも利用できるようにしますが、その移行作業は、NACCS を一旦停止して行う必要があります。NACCS の停止時間は 10 月 11 日(土)23:15 から 10 月 12 日(日)05:00 を予定しております。その間は、NACCS におけるオンライン業務は全て利用することができませんので、あらかじめご了承ください。

1 移行方法について

第 7 次 NACCS への移行は、NACCS のサービスを停止し、第 6 次 NACCS のオンラインデータ等を第 7 次 NACCS へ一括移行する方法で実施します。

したがって、第 7 次 NACCS 稼働後、第 6 次 NACCS 及び第 7 次 NACCS の両システムが並行して稼働することはありません。

2 移行に伴うシステム停止時間について

(1)第 6 次 NACCS

第 6 次 NACCS は、2025 年 10 月 11 日(土)23:15 にサービスを終了します。

(2)第 7 次 NACCS

第 7 次 NACCS は、2025 年 10 月 12 日(日)05:00 にサービスを開始します。

以上のことから、**2025 年 10 月 11 日(土)23:15 から 12 日(日)05:00 まで、NACCS は停止いたしますので、利用することができません。**

停止時間帯においては、全てのオンライン業務の利用が不可となるため、当該時間帯の一部業務の取扱いについては、本資料において留意事項としてご案内します。

なお、基本的に、停止時間帯において税関及び関係省庁等(以下「関係行政機関」という。)に対する申告・申請・届出手続等が必要となる場合は、あらかじめ関係行政機関に対応方法等について相談をしてください。

また、不測の事態により第 7 次 NACCS のサービス開始時間が遅延する場合は、速やかに NACCS 掲示板等を利用してご連絡します。

	10/11(土)	10/12(日)		
		23:15	05:00	13:00 21:30
第 6 次 NACCS	稼働	システム停止	サービス終了	
第 7 次 NACCS	システム停止		稼働	
				管理資料配信※
				ディレード 業務開始

図 1-1 第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行のイメージ図

※当日配信の日報が対象です。6 章 2. 管理資料情報にて詳細を記載しています。

3 移行対象のデータについて

第 6 次 NACCS に登録されている情報は、全て第 7 次 NACCS へ移行します。

このため、第 7 次 NACCS では第 6 次 NACCS の電文を取得するための特別運用期間は設けません。

4 移行前後の各種データの取扱い、運用等について

(1) 移行前後の各種データの取扱い

第 6 次 NACCS の稼働中に全ての業務処理が完結する場合など、第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行にあたっては、仕掛中(第 6 次 NACCS で申告し未許可のもの等)の業務が無い場合は、特別な運用を行っていただく必要はありません。

したがって、第 6 次 NACCS が停止するまでに業務処理が完結することが明らかである場合を除き、移行日当日の 10 月 11 日(土)においては、第 6 次 NACCS での業務処理は実施せずに第 7 次 NACCS 稼働後から業務処理を開始してください。移行対象データが少ないほどトラブルは減少しますので、可能な限り仕掛中のデータが発生しないようお願いします。

なお、第 6 次 NACCS で処理中となっているオンラインデータ等は、原則全て第 7 次 NACCS へ移行しますので、第 6 次 NACCS で実施した業務の後続業務については、第 7 次 NACCS で引き続き行うことができます。

また、以下税関手続関係について(2)としてご案内しておりますので、参照してください。

(2) 税関手続関係

第 6 次 NACCS に登録されている申告中の情報は、第 7 次 NACCS へ移行しますので、基本的には第 7 次 NACCS で許可・承認等の処理が行われますが、移行処理を円滑に行うため、次の点についてご協力をお願いします。

ア 第 6 次 NACCS で行った申告等は、可能な限り第 6 次 NACCS で許可・承認までの手続を終了してください(更改直前は、第 6 次 NACCS の稼働中に許可・承認まで行われることが確実と考えられるものについてのみ、申告等を行ってください。)。

イ 第 7 次 NACCS サービス稼働後でも対応可能な、保税運送申告関係業務、輸出入申告関係業務は第 7 次 NACCS 稼働後に申告、申請するようにお願いします。第 6 次 NACCS 停止間際の申告、申請は移行データの増加に繋がりトラブルの元となりますので、行わないようご協力をお願いします。